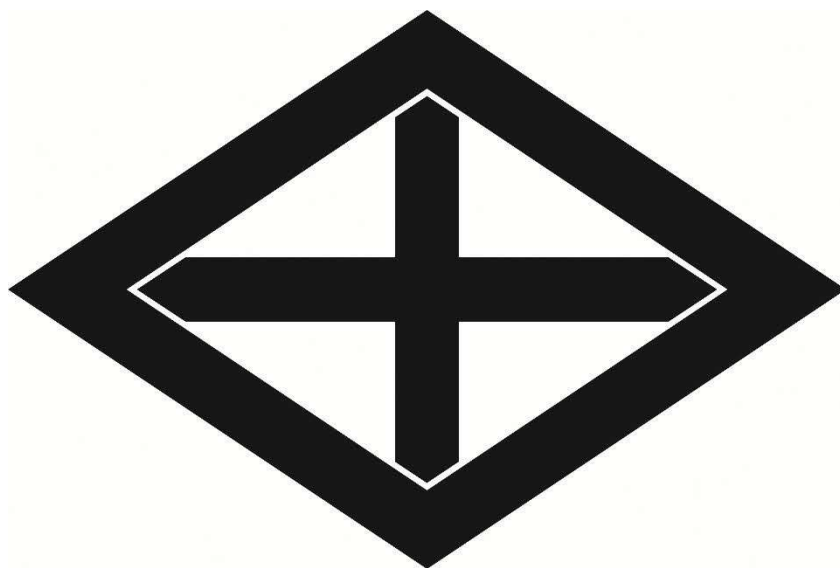


新十津川町  
証明書交付窓口キャッシュレス決済導入事業  
公募型プロポーザル企画提案仕様書



令和6年7月  
新十津川町

## 1 目的

諸証明書等の交付・閲覧などに係る事務手数料の支払いに関して、キャッシュレス決済を導入し、決済手段を多様化することにより、町民等の利便性の向上を図るとともに、デジタル技術を活用した窓口業務の効率化を図っていく目的とする。

## 2 背景・概要

### (1) 行政

新十津川町は札幌市と旭川市のほぼ中心に位置し、基幹産業を農業とするまちである。人口は昭和30年の16,199人をピークに減少を続け、令和5年度末に6,268人となっている。

### (2) 指定納付受託業務の対象となる収入

導入予定窓口における主な証明書等取扱実績（令和4年度決算額）は次のとおり。

種別	件数	金額
戸籍全部事項証明	943件	424,350円
戸籍個人事項証明	117件	52,650円
除（原戸）籍謄本	1,699件	1,274,250円
除（原戸）籍抄本	15件	11,250円
除籍全部事項証明	99件	74,250円
除籍個人事項証明	1件	750円
届出受理等証明	5件	1,750円
住民票（世帯全員）	855件	256,500円
住民票（個人及び除票）	1,384件	415,200円
記載事項証明	58件	17,400円
戸籍附票	167件	50,100円
住民票閲覧	85件	25,500円
印鑑登録及び証明	1,972件	747,400円
諸証明	950件	418,200円
合計	8,350件	3,769,550円

### (3) 事業概要

当該目的を実現するため、キャッシュレス決済端末及びPOS（販売時点情報管理）レジ等必要機器の調達及び設定など、運用に必要な機器導入について、専門知識や導入実績を豊富に有する事業者を選定するものである。

## 3 実施方法

公募型プロポーザル方式による随意契約

## 4 業務内容

目的を達成するため、次の機器調達を行う。

### (1) キャッシュレス決済端末機器

#### ア 台数

決済端末 1台

#### イ 納品場所

新十津川町役場庁舎

#### ウ 機能等

- (ア) クレジットカード決済、電子マネー決済及びコード決済が可能であること。
- (イ) 提示されたクレジットカード等の信用照会は、即時与信が可能であること。
- (ウ) P C I D S S の現行基準に準拠するクレジットカード情報非保持型であること。
- (エ) P O S レジ端末と連動可能であり、金額の二度打ちが発生しないレジスター機器を提案できるものであること。
- (オ) 納付者に対し、手数料等の金額等を表示することができる機能（カスタマーディスプレイ）を有すること。

(2) セミセルフ機能付き P O S レジ 1 台

ア 台数等

レジスター本体 1 台

イ 納品場所

新十津川町役場庁舎

ウ 付属品

- (ア) レシートプリンタ
- (イ) バーコードリーダー
- (ウ) タッチパネルディスプレイ
- (エ) Q R コードリーダー
- (オ) 紙幣及び硬貨自動釣銭機
- (カ) 上記の他、機器を正常に稼働させる上で必要な消耗品等

エ 機能等

(ア) レジスター本体

- I 合計金額を算出するまでの入力を職員が行い、確定した合計金額を窓口利用者自身が自動釣銭機等で支払うことができる機能を有していること。
- II 客面に支払額、投入金額及び釣銭金額が表示されること。
- III P O S システムを有し、各種集計データの蓄積機能を備えていること。
- IV 集計データの確認を簡易な操作で行えること。また、C S V 形式等でのデータ出力が可能であること。
- V キャッシュレス決済端末と連動可能で、金額の二度打ちが発生しないこと。
- VI 定額小為替等の現金以外での取引が可能であること。
- VII レシートが発行可能であること。また、本町が定めるデザイン及び文字が印刷可能であり、印字部の編集を簡易な操作で行えること。
- VIII 手数料変更や証明書種別追加等の設定変更が簡易な操作で行えること。
- IX 決済誤り発生時に取消し及び返金処理を簡易な操作で行えること。

(イ) 紙幣及び硬貨自動釣銭機

- I レジスター機器と連動可能であること。
- II 現在流通している日本円の紙幣及び貨幣の取扱いができること。また、令和 6 年度に予定されている紙幣の改廃に対応していること。
- III 機内の現金残高を自動集計できる機能を有し、P O S レジ端末と現金残高

情報を共有できること。

Ⅳ 収納枚数の上限超過や釣銭切れの警告等が事前に表示されること。

Ⅴ 紙幣及び貨幣の補充が簡易に行えること。

## 5 指定納付受託業務

### (1) 業務概要

キャッシュレス決済端末機器等の納入とともに、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定による本町の指定納付受託者となり、キャッシュレス決済による支払いを行った納入義務者に代わって当該歳入を納付する事務を行うこと。

### (2) 指定納付受託業務の方法

ア 納付方法は、原則、納入義務者等に代わり立て替え払いをする「立替払方式」であること。

イ 立替金は、毎月月末を締め日として集計し、翌月末までに月1回一括で支払われること。

ウ 立替金は、町があらかじめ指定する口座に入金すること。なお、入金する際の手数料は受注者の負担とする。

エ 毎月の立替金の内訳明細及び取扱手数料の明細を提出すること。

オ キャッシュレス決済手数料については、町における歳入及び歳出予算の執行手続の観点から、収納金額から決済手数料は差し引かずに町に入金され、決済手数料については、別途、請求により支払いを行う。

## 6 キャッシュレス決済対応ブランドの選定

(1) 対応する決済サービス及び手数料一覧を提出すること。

(2) 次のクレジットカード等の取扱い種別数については必須対応とし、各決済ブランドの利用について、必要な登録手続きを代行すること。

ア クレジットカード Visa、Mastercard及びJCBを含む4種類以上

イ 電子マネー WAON、nanacoを含む4種類以上

ウ コード決済 PayPay、楽天ペイを含む4種類以上（ストアスキャン方式）

(3) 採用するブランドの決定については、契約締結後に本町と受注者の協議の上で決定する。

(4) 不正利用への対応

キャッシュレス決済の不正利用に対し、十分な防止対策及び保障制度を有すること。

## 7 設定登録、保守及び研修の実施

### (1) 機器等の設定

ア 機器等の設置及び設定登録を行うこと。

イ 導入時の機器等の設定登録内容については、発注者と調整の上で決定すること。

### (2) 保守対応

ア ハードウェア及びソフトウェアを含めたレジスター機器全体の保守を行うこと。

イ 機器等について、納品から3年間以上の保守サポートを行うこと。

ウ 障害発生時の対応とその連絡方法等、サポート体制を明確にすること。

エ 障害発生時には、直ちに対応できる体制を整備し、窓口業務への影響が最小限となるよう対応すること。

(3) 機器の操作研修

キャッシュレス決済端末、レジスター本体及び周辺機器の操作に関する職員研修を行うこと。実施スケジュール及び実施方法については、両者協議の上で決定する。

(4) 操作マニュアル

ア キャッシュレス決済端末機器、セミセルフ機能付きPOSレジの操作マニュアルを納品すること。

イ 職員がスムーズに運用できるよう、決済取消時や誤操作時の対処方法についてもわかりやすく記載すること。

ウ 常に最新のマニュアルを提供すること。

8 納入期限（導入期間）

契約締結日から令和6年12月27日（金）まで（キャッシュレス決済の施行予定日は令和7年1月15日（水）とする。）

9 守秘義務の遵守

(1) 本サービスを提供する上で知り得た秘密に対する守秘義務を遵守すること。この守秘義務は契約終了後も課されるものであり、従事する者が離職した場合も同様に遵守させること。

(2) クレジットカード情報等の個人情報について、契約期間はもとより契約終了後であっても保管、管理に万全を期し、漏洩防止のため適切な措置を講じなければならない。

(3) 本町が提供する一切のデータ、資料等を本サービス提供以外の目的で使用、複写若しくは複製をし、又は第三者に提供してはならない。

(4) 受注者は、導入に係る業務の処理を他に委託してはならない。ただし、業務の一部について事前に申請し、本町の承諾を得た場合にはこの限りではない。

10 物品調達及び契約に係る事項

(1) 受注者は、仕様書、関係法令等を遵守しなければならない。

(2) 受注者は、本町担当者との緊密な連携により十分な打合せを行うとともに、必要に応じて報告書を作成し、進捗状況を報告するものとする。

(3) 本仕様書に示すもののほか、本業務に有益である事項がある場合は、積極的に提案すること。ただし、提案上限額の範囲内で実現可能であるものに限る。

(4) 調達する物品は、新品であること。

(5) 納入場所について、利用者にキャッシュレス決済が可能であることを案内するため、取扱いのブランドのアクセプタンスマークを提供すること。

(6) 本業務を履行する上で必要となる全ての諸経費、付属品等についても見積に加えること。

(7) 本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合又は本仕様書に定めのない事項が生じた場合は、両者協議の上で決定する。